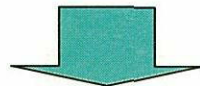


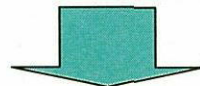
Ⅱ 改革の手順

- 提起されている具体的事例については、まず現行制度の枠組みの中で対応



できるものから順次実施し、平成17年夏までを目途に実現。ただし、国内未承認薬の使用に係る施策については、平成16年度中に必要な措置を講じる。

- さらに、現行制度について、将来的な保険導入を前提としているものであるかどうかといった観点から、名称も含め、法制度上の整備を行う。



平成18年の通常国会に提出を予定している医療保険制度全般にわたる改革法案の中で対応